

市町村消費生活センターの広域化について

くらし安全・消費生活課

1 目標 人口カバー率 100% (長野県消費生活基本計画)

2 現状

区 分	「消費生活センター」設置市町村	人口カバー率
平成 20 年度	1 市 [うち新規：長野]	—
平成 21～ 26 年度	12 市 [うち新規：松本 千曲 大町 茅野 伊那 小諸 安曇野 佐久 塩尻 飯山 岡谷]	57.0%
平成 27 年度	16 市 1 町 [うち新規：上田 飯田 諏訪 駒ヶ根 下諏訪]	74.2%
平成 28 年度	16 市 3 町 4 村 [うち新規：池田・松川 (村)・白馬・小谷 (※1) 富士見・原 (※2)]	76.8%
平成 29 年度	19 市 5 町 6 村 [うち新規：須坂、中野、東御、 高山・信濃・小川・飯綱 (※3)]	84.4%

(※1) 協定等に基づき、大町市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理(H28.4.1～)

(※2) 協定に基づき、茅野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理(H28.10.1～)

(※3) 協定に基づき、長野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理(H30.1.)

3 消費生活センターの広域化に係るヒアリング

(1) 実施時期：令和 3 年 6 月～7 月

(2) 対象町村：消費生活センターを設置していない 4 7 町村

(3) 確認結果：

ヒアリング結果	町村数
1 広域化を希望	3 1
2 広域化に慎重な姿勢	1 5
3 広域化に否定的	1

4 県としての今後の取組

(1) 広域化を希望する町村については、中核となる市に対し周辺町村の意向を伝え、検討会議の開催など、議論を進めるための支援をする。

(2) 広域化に慎重な町村、否定的な市町村に対しては、継続的に広域化の意義を説明するとともに、状況に応じて、事務レベルで協議する場の設置を働き掛けたり、広域での会議での説明の機会等を求める。